

鳥獣保護区の指定変更について

本年は「魚見岳・知林ヶ島鳥獣保護区」及び「山川小学校鳥獣保護区」の指定期間更新の年であったため、市では保護区周辺の地区を中心にアンケート調査と地域意見交換会を実施し、結果をもとに、鹿児島県に意見書等を提出しました。

県は、市内の他の利害関係者にも意見書の提出を依頼し、この結果を踏まえ、魚見岳・知林ヶ島鳥獣保護区のうち、知林ヶ島は鳥獣保護区を継続、知林ヶ島を除く区域の鳥獣保護区を解除し、新たに特定猟具（銃器）使用禁止区域に指定、また、山川小学校鳥獣保護区の全域の鳥獣保護区を解除し、新たに特定猟具（銃器）使用禁止区域に指定しました。このことによって、令和4年度の狩猟期から、銃器以外の特定猟具を使用した狩猟が可能になりました。



《これまでとの違いは？》

11月15日から翌年2月15日（イノシシ及びシカについては11月1日から翌年3月15日まで）の狩猟期において、銃器を除く特定猟具（くくり罠、はこ罠、はこおとし、囲い罠）による狩猟が可能になります。

特定猟具（銃器）使用禁止区域は、銃器を使用しない狩猟が可能ですが、鳥獣保護管理法によって狩猟対象となる鳥獣は指定されており、その他の鳥獣は、これまでどおり、狩猟期や保護区などの区域を問わず狩猟が禁止され、保護されています。

鳥獣保護管理法に違反して野生鳥獣を捕獲した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される可能性があります。

○鹿児島県で狩猟対象となっている鳥獣

鳥 類	カワウ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヨシガモ	ヒドリガモ
	オナガガモ	ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	クロガモ
	エゾライチョウ	ヤマドリ	キジ	コジュケイ	ヤマギシ	タシギ
	キジバト	ヒヨドリ	ニューナイスズメ	ムクドリ	ミヤマカラス	ハシボソガラス
	ハシブトカラス					
獣 類	タヌキ	キツネ	ノイヌ	ノネコ	テン	イタチ
	シベリアイタチ	ミンク	アナグマ	アライグマ	ヒグマ	ツキノワグマ
	ハクビシン	イノシシ	ニホンジカ	タイワンリス	シマリス	ヌートリア
	ユキウサギ	ノウサギ				

《その他》

今回、特定猟具（銃器）使用禁止区域に指定された区域については、区域を表示する看板が設置されています。

銃器以外の特定猟具として、主にくくり罠や箱罠による狩猟が想定されます。罠を設置する際は、設置者の氏名などを記載した標識（札）を掲示することが義務づけられていますので、標識を発見した際は、近づかないようお願いします。

イノシシやアナグマ、ヒヨドリなどの農作物被害の原因となる有害鳥獣については、狩猟期や区域の制限にとらわれず、農作物被害の状況に応じて市の捕獲指示による捕獲が実施されます。